

山口市スポーツ少年団夢と魅力拡大事業
実 施 要 領

平成30年(2018年) 5月10日制定
山口市スポーツ少年団本部

1 目的

この要領は、山口市スポーツ少年団夢と魅力拡大事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 事業主体

事業主体は、山口市スポーツ少年団に登録している団体（以下「スポ少単位団」という。）とする。

3 事業内容

事業の内容、補助の対象となる経費等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 内容

スポ少単位団が作成する「山口市スポーツ少年団夢と魅力拡大事業計画書」（別紙様式1）に基づいて実施する以下の取組とし、単位団の魅力の拡大および指導者の資質向上を図るために実施する取組とする。

区 分		例 示
団員数の増加	①未加入者向けの体験教室の開催	・スポーツ少年団に未加入の小学生や就学前の幼児を対象にしたスポーツ体験教室の開催 ・団活動のパンフレット等の作成、配布 ・団員や地域の子どもたちの基礎運動能力の向上を図るための運動適性テスト等を活用した教室や検査の開催
活動の活性化	②トップアスリート等によるスポーツ教室の開催	・トップアスリート等を招へいしたスポーツ教室や講演会、交流会等の開催
	③地域及び他団体との交流活動等の実施	・地域や他競技のスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等との合同による体験活動や交流活動の開催
指導者の育成	④専門家を招へいした研修会の開催	・指導者や育成母集団を対象としたトップ指導者による研修会や団の円滑な運営を図っていくためのマネージメント等の講習会の開催

*⑤の事業の補助金額は、申請額の1/2以内の額(上限3万円)とする。

(2) 補助の対象となる経費等

ア 補助対象経費

以下に示す経費のうち、事業の実施に直接必要な経費とする。ただし需用費については、総事業費（総事業費が6万円を超える場合は6万円）の1/2以内の額とする。

項目	内容
報償費	教室や講演会等の開催に必要な講師等への謝金等
旅費	講師、指導者等の宿泊費・交通費等
需用費	事務用消耗品、競技用品、用具（山口市スポーツ少年団夢と魅力拡大事業の実施に不可欠なものに限る）等 パンフレット、ポスター、資料等の印刷費
役務費	参加者・運営係員等を対象とする傷害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料や諸物品のレンタル料等

イ 補助対象外経費

次のような経費は補助の対象経費とはなりません。

- ・団体等の恒常的な人件費、運営費等
- ・懇親会・接待費、弁当代等
- ・固定資産及び備品（本事業の実施に不可欠な用具等を除く。）

(3) 留意事項

ア 報償費支払いの対象となるスポーツ教室等の指導者について

公認スポーツ指導者資格や中学校・高等学校保健体育教員免許等の資格を有する者、又は全国レベルのスポーツ大会に出場した経験のある選手・指導者等とし、事業実施団体又はその育成母団体の役員・会員等は対象外とする。

イ 報償費の限度額等について

区分	限度額	対象
スポーツ選手	50,000 円/時間	国際大会出場、(元)プロスポーツ選手 (元)日本代表選手
	20,000 円/時間	全国大会の入賞者（登録メンバーであること）
	10,000 円/時間	全国大会出場、(元)都道府県代表選手
スポーツ指導者	20,000 円/時間	全国大会入賞者の指導者
	10,000 円/時間	全国大会出場、(元)都道府県代表選手の指導者
	5,000 円/時間	日本体育協会、日本レクリエーション協会等の公認資格保有者
	2,500 円/時間	その他
スポーツトレーナー スポーツ栄養士等	5,000 円/時間	有資格者に限る
講師	5,000 円/時間	大学教授等

その他 ・中高生に報償費を支払う場合は、指導者に対して支払う。
・不明な点については、市スポーツ少年団本部と協議する。

ウ 旅費について（指導者）

指導者の居住地から活動場所までの経済的かつ効率的なルートでの旅行により生じた実費弁償とする。

- ①自家用車を利用する場合は1 kmにつき37円で算出すること。（高速道路代、駐車場代等は申請団体の負担とする。）
- ②公共交通機関を利用した場合には居住地最寄り駅から会場地最寄り駅の往復運賃の実費とする。
- ③航空運賃については、緊急性もしくは経済性を勘案して、実費を対象とすることができる。ただし、その場合には、事前に本部の了解を得るものとする。
- ④船賃及びバス賃は、実費を対象とすることができる。
- ⑤宿泊料は、従事時間上必要な場合に限り、9,800円を上限として、その実費を対象とすることができる。

エ 傷害保険等について

指導者及び事業の参加者の傷害保険については、事業実施団体が、事業の実施までに必ず加入すること。また、保険料は1人当たり1,850円（参考：スポーツ安全保険）を上限とする。

オ 複数の団体が合同で事業を実施する場合について

事業計画書に協力団体を必ず明記の上（6 合同開催の欄）、助成経費を二重に計上することがないように十分留意すること。

4 事業実施報告

- (1) 事業実績報告には、別記「支出を証明する書類について」に基づき領収書等（写しでも可）を添付すること。

5 その他

補助要綱第12条第2項及び第3項の規定により、既に支払いを受けた補助金等の返還をする場合の振込手数料は補助金等を返還する団体の負担とする。